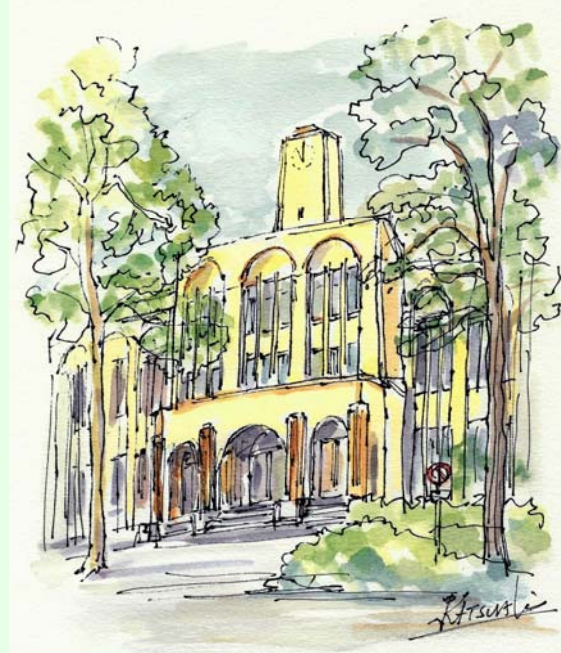


機関別認証評価 —東京農工大学の経験—



地球をまわそう。
MORE
Mission Oriented Research and Education giving
SENSE
Synergy in Endeavors toward a Sustainable Earth



佐藤勝昭
東京農工大学理事・教育担当副学長

お話しする内容

1. はじめに
2. 国立大学改革の流れ
 - 大学改革の流れ
 - 中教審答申
 - 学校教育法で義務づけられた認証評価
3. 大学評価・学位授与機構の機関別認証評価
4. 法人評価と認証評価
5. 役立った試行的評価の経験
6. 評価のための組織と体制
7. 認証評価は教育改善につながったか
8. おわりに

KATSUAKI

04.08.02

KATSUAKI



1. はじめに

- 東京農工大学は、平成18年度に大学評価・学位授与機構による「大学機関別認証評価」を受審することとなり、6月30日に「自己評価書」を提出しました。選択的評価項目Aについても受審します。
- 本学はこの機関別認証評価を法人評価の試行プロセスであると同時に、教育改善のサイクル確立のための機会であると捉え、全学的な体制で自己点検評価活動を行いました。
- ここでは、貴学が受審されるとき参考として、私どもの経験の一端をお話しします。

2. 国立大学改革の流れ

- 最近の大学改革の流れ:「21世紀の大学像と今後の改革方策について —競争的環境の中で個性が輝く大学—」(平成10年10月26日大学審議会答申)にさかのぼります。
- 平成13年にいわゆる遠山プランが提案され、国立大学の構造改革(再編統合、法人化、第三者評価による競争原理に基づく活性化)などが打ち出されました。
- 「21世紀答申」に沿って、
平成12年に大学評価・学位授与機構による試行的評価
平成14年に「21世紀COE」
平成16年に「国立大学法人化」
が実施されました。
- 最近では、特色GPや現代GP など国公私を超えて競争的にプロジェクトを進める方向で政策が誘導的に進められています。

17年度に出された2つの中教審答申

- 「我が国の高等教育の将来像」17年1月
- 「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて」17年9月
- http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/
- さまざまな政策がこれらの答申に沿って施行されています。

中教審17年1月答申

我が国の高等教育の将来像

- 第1章 新時代の高等教育と社会
- 第2章 新時代における高等教育の全体像
- 第3章 新時代における高等教育機関の在り方
- 第4章 高等教育の発展を目指した社会の役割
- 第5章 「高等教育の将来像」に向けて取り組むべき施策

「高等教育の将来像」についての基本的考え方 -高等教育計画から将来像へ-

- 18歳人口が減少して約120万人規模で推移する一方で、大学・学部等の設置に関する抑制方針が基本的に撤廃されたこと等により、「進学率」の指標としての有用性は減少し、主として18歳人口の増減に依拠した高等教育政策の手法はその使命を終え、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代へと移行する。
- 国の今後の役割は、高等教育のあるべき姿や方向性等の提示、制度的枠組みの設定・修正、**質の保証システム**の整備、高等教育機関・社会・学習者に対する各種の情報提供、財政支援等が中心となろう。

高等教育の多様な機能と 個性・特色の明確化

- 新時代の高等教育は、全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するため・・・各学校種ごとにそれぞれの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開するとともに、各学校種においては、個々の学校が**個性・特色を一層明確**にしていかなければならない。
- 特に大学は、全体として **世界的研究・教育拠点**，**高度専門職業人養成**，**幅広い職業人養成**，**総合的教養教育**，**特定の専門的分野の教育・研究**，**地域の生涯学習機会の拠点**，**社会貢献機能等の各種の機能**を併有するが、各大学ごとの選択により、**保有する機能や比重の置き方**は異なる。その比重の置き方が各機関の個性・特色の表れとなり、各大学は**緩やかに機能別に分化**していくものと考えられる。

高等教育の質の保証

- 高等教育の量的側面での需要がほぼ充足されてくる一方、特に大学設置に関する抑制方針の撤廃や準則主義化等もあり、大学等の新設や量的拡大も引き続き予想され、また、各高等教育機関が個性・特色を明確にしながら、大学が自律的選択に基づいて機能別に分化するなど全体として多様化が一層進むにつれて、**学習者の保護**や**国際的通用性の保持のため**、**高等教育の質の保証**が重要な課題となる。
- **個々の高等教育機関**は、教育・研究活動の改善と充実に向けて不断に努力することが大切である。また、高等教育の質の保証の仕組みを整えて効果的に運用することは、国としての基本的な責務である。

高等教育の質の保証(つづき)

- 高等教育の質の保証の仕組みとしては、事後評価のみでは十分ではなく、事前・事後の評価の適切な役割分担と協調を確保することが重要である。設置認可制度の位置付けを一層明確化して的確に運用するとともに、認証機関による**第三者評価のシステム**を充実させるべきである。
- 個々の高等教育機関が質の維持・向上を図るためには、**自己点検・評価**がまずもって大切である。
- また、教育内容・方法や財務状況等に関する情報や設置審査、認証評価、自己点検・評価により明らかとなった課題や情報を当該機関が積極的に学習者に提供するなど、**社会に対する説明責任**を果たすことが求められる。

中教審17年9月答申

新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて

- 序章 大学院を巡る社会状況とこれまでの大学院改革の進捗(ちよく)状況
- 第1章 国際的に魅力ある大学院教育に向けて
- 第2章 新時代の大学院教育の展開方策
- 第3章 大学院教育の改革を推進するための計画と社会的環境の醸成

基本的な考え方

- 大学院は学校教育法に基づく教育機関である。今後の大学院は、教育機関としての本質を踏まえ、**大学院教育の実質化**、**国際的な通用性**、**信頼性の向上**を通じ、世界規模での競争力の強化を図ることを重要な視点として、**教育研究機能の強化**を推進していくことが肝要である。
- 具体的には、
 - 各大学院の課程の目的を明確化した上で、これに沿って、学位授与へと導く体系的な教育プログラムを編成・実践し、そのプロセスの管理及び透明化を徹底する方向で、**大学院教育の実質化**(教育の課程の組織的展開の強化)を図る。
 - その際、特に博士課程にあっては、高度な学術研究に豊富に接する中で**魅力ある教育を実践し得るよう**に教育機能の充実を図る。
 - **大学院評価活動への参加**、**世界的な教育研究拠点の形成**支援等を通じ、質の高い大学院教育を提供し、**国際的な通用性**、**信頼性の向上**を図る。

大学院に求められる人材養成機能

- 今後の知識基盤社会において、大学院が担うべき人材養成機能を次の四つに整理し、人材養成機能ごとに必要とされる教育を実施することが必要である。
 1. 創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ**研究者等**の養成
 2. 高度な専門的知識・能力を持つ**高度専門職業人**の養成
 3. 確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた**大学教員**の養成
 4. 知識基盤社会を多様に支える**高度で知的な素養のある人材**の養成

大学院教育の実質化のための方策

- 社会のニーズに対応した人材の養成を行うためには、学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修する**コースワークを充実**し、関連する分野の基礎的素養の涵養等を図っていくことが重要である。
- 特に、博士課程は、5年間を通じた体系的な教育の課程を編成し、**コースワーク、論文作成指導、学位論文審査等の各段階が有機的なつながり**を持って博士の学位授与へと導いていくといった教育のプロセス管理が重要となる。
- これと関連して、各大学院においては、その人材養成目的や特色に応じてアドミッション・ポリシーを明確にし、それを適切に反映した入学者の選考上の工夫を行うことが重要である。

大学院教育の実質化のための方策(つづき)

■ 【具体的取組】

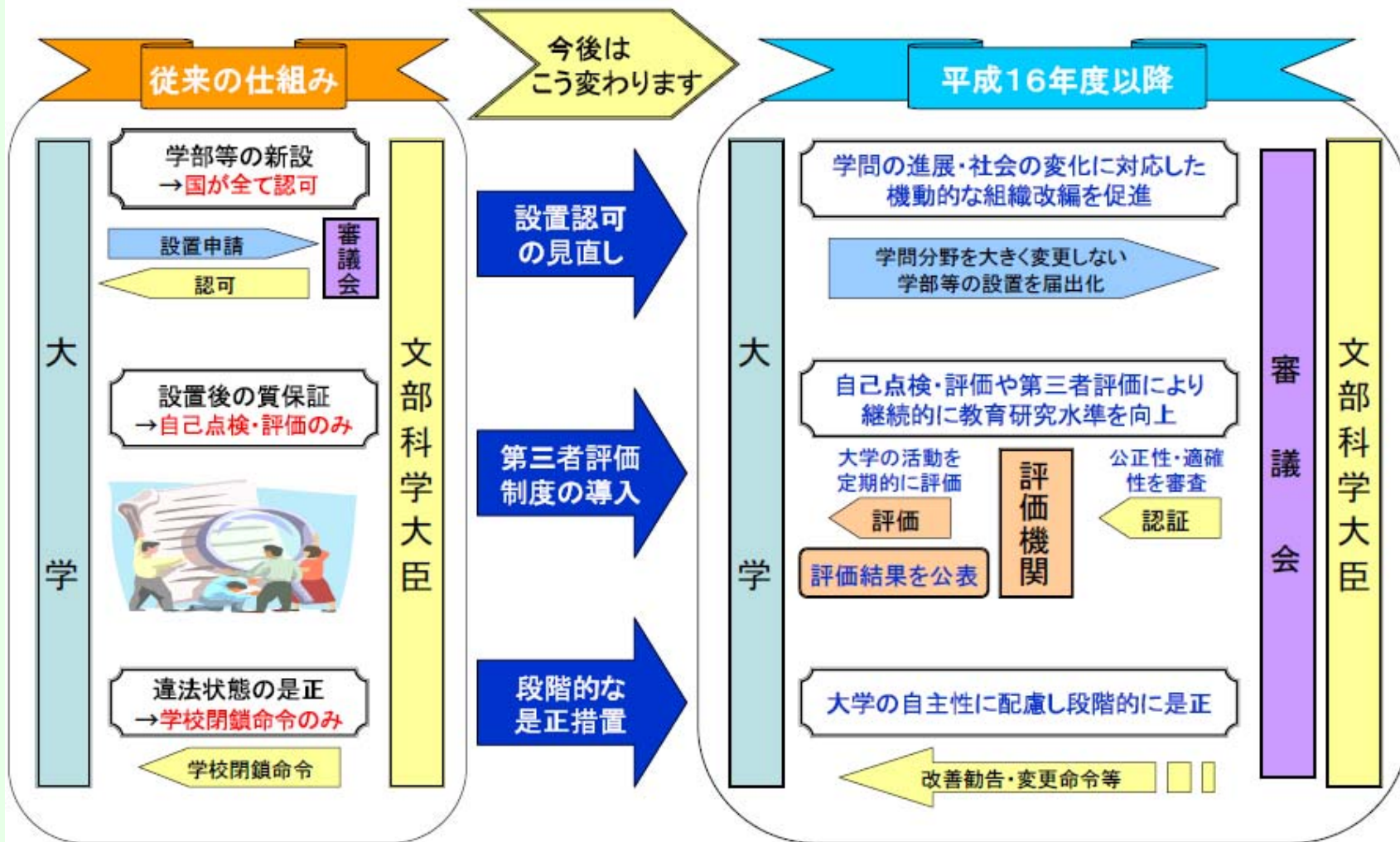
1. 大学院の課程の単位の考え方の明確化
(大学院設置基準の改正)
2. 修士課程及び博士課程(前期)の修了要件の見直し
(大学院設置基準の改正)
3. 豊かな学識を養うための複合的な履修取組
(主専攻・副専攻制, ジョイントディグリーの導入)
4. 博士課程の短期在学コースの創設の検討
5. 国によるコースワーク充実のための情報提供等

学校教育法で義務づけられた認証評価

- 国・公・私立大学(短期大学を含む。)及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、**7年以内ごと**に、文部科学大臣が認証する評価機関(**認証評価機関**)の実施する評価を受けることが義務付けられています。
 (学校教育法第69条の3第2項及び学校教育法施行令第40条)H14.8成立、H16.4施行
- この認証評価制度のもとで、各大学は、複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択することとなります。

大学の質の新たな保証システムの構築

〈参考〉
 (文部科学省 資料)



認証評価機関

- 現在、5つの機関が認証を行うことができますが、ほとんどの国立大学は独立法人大学評価・学位授与機構の認証評価を受審すると見られています。
 - 大学評価・学位授与機構
 - 大学基準協会
 - 日本高等教育評価機構
 - 短期大学基準協会（短期大学）
 - 日弁連法務研究財団（法科大学院）
- 平成16年度は豊橋技術科学大学と長岡技術科学大学が受審しました。平成17年度は7つの国立大学が受審します。

(独)大学評価・学位授与機構(H16発足)

国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議
『新しい「国立大学法人」像について』
(2002年3月)

独立行政法人大学評価・学位授与機構法 制定
国立大学法人法 制定
2003年10月1日施行
法人の成立は2004年4月1日

機構は、大学等の教育研究水準の向上に資するために、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果を当該大学等及び設置者に提供し、公表する(機構法)。
国立大学法人の中期目標の期間における業務の実績の評価に際しては、教育研究の状況についての評価の実施を機構に要請し、当該評価の結果を尊重すること(国立大学法人法)。



大学評価・学位授与機構による 機関別認証評価



I 評価の目的

- ① 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準に基づいて、大学を定期的に評価することにより、**大学の教育研究活動等の質を保証**すること。
- ② 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、**各大学の教育研究活動等の改善**に役立てること。
- ③ 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、**広く国民の理解と支持**が得られるよう支援・促進していくこと。

Ⅱ 評価の基本的な方針

(1) 大学評価基準に基づく評価

大学評価基準に基づき、教育研究活動等の総合的な状況について、**基準を満たしているかどうかの判断**を中心とした評価を実施。

(2) 教育活動を中心とした評価

教育活動を中心として大学の教育研究活動等の**総合的な状況の評価**を実施。

(3) 各大学の個性の伸長に資する評価

大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して各大学が有する「目的」を踏まえて実施。

基準の設定においても、各大学の目的を踏まえた評価が行えるような配慮。

「目的」とは、大学の使命、教育研究活動等を実施する上での**基本方針**、達成しようとしている**基本的な成果等**をいう。

Ⅱ 評価の基本的な方針(つづき)

(4) 自己評価に基づく評価

機構の示す大学評価基準及び別に定める自己評価実施要項に基づき、**大学が自ら評価**を行うことが重要。評価は、大学が行う**自己評価の結果**(**根拠として提出された資料・データ等を含む**)を分析し、その結果を踏まえて実施。大学の自己評価担当者に対し、機構の実施する機関別認証評価の仕組み、方法や自己評価書の作成方法などについて説明を行うなど、**研修を実施**。

(5) ピア・レビューを中心とした評価

大学の教育研究活動に関し識見を有する者による**ピア・レビューを中心とした評価**を実施。

(6) 透明性の高い開かれた評価

意見の申立て制度を整備、**評価結果を広く社会に公表**、透明性の高い開かれた評価とします。また、評価の経験や評価を受けた大学等の意見を踏まえつつ、**常に評価システムの改善**を図ります。

Ⅲ 評価の実施体制

(1) 評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる**大学機関別認証評価委員会**を設置し、その下に、具体的な評価を実施するため、対象大学の状況に応じた評価部会を編成します。

評価部会には、各大学の教育分野やその状況が多様であることなどを勘案し、**対象大学の学部等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置**します。ただし、対象大学に関する評価担当者は、当該評価部会には配置しません。

評価担当者は、**国・公・私立大学、学協会及び経済団体等の関係団体から広く推薦**を求め、その中から、機構の運営委員会等の議を経て、決定します。

Ⅲ 評価の実施体制(つづき)

(2) 評価担当者に対する研修

- ・ 機構が実施する評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施する必要があります。
- ・ このため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、**大学評価の目的、内容及び方法等について十分な研修**を実施します。
- ・ 機構においては、このように**十分な研修を受けた評価担当者**が**評価を実施**します。

IV 大学評価基準の内容

- (1) 大学評価基準は、教育活動を中心として大学の教育研究活動等の総合的な状況を評価するために、**11の基準で構成**されています。
- (2) 11の基準は、大学の教育研究活動等の総合的な状況を考慮し、機構が**大学として満たすことが必要と考える内容**が規定されており、全ての大学を対象としています。
- (3) 基準の多くは、内容をいくつかに分けて規定しています。また、基準ごとに、その内容を踏まえ教育活動等の状況を分析するための「**基本的な観点**」を設けています。なお、大学の目的に照らして、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定することができます。
- (4) 大学評価基準とは異なる側面から大学の活動を評価するため、希望する大学を対象とする**選択的評価事項**として「**研究活動の状況**」及び「**正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況**」を設けています。

大学評価基準：11の基準

基準1 大学の目的

基準2 教育研究組織(実施体制)

基準3 教員及び教育支援者

基準4 学生の受入

基準5 教育内容及び方法

基準6 教育の成果

基準7 学生支援等

基準8 施設・設備

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

基準10 財務

基準11 管理運営

基準1 大学の目的

- この基準には5つの観点が設定されています。
- 基本的には、「**教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等**」を「大学の目的」として明確に定められていて、構成員に周知され、社会に広く公表されているかを問うています。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- ここでは、9つの観点の設定され、教育研究組織の構成（学部・研究科・センターなど）が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているかを問うています。とくに教養教育について項目を設け、**教養教育の実施体制が適切に整備され機能しているか**を問うています。
- この基準は、大学設置基準にもとづいて設置された国立大学では満たしている当然の項目ですが、設置基準の大綱化以降の教養教育に関心を払っているようです。

基準3 教員及び教育支援者

- この基準には10項目の観点を設定されています。
- この基準は、教員組織編成方針がきちんと定められ、それに沿って編成されているか、教育課程のために必要な教員が確保されているかを問うています。
- この基準も、設置審の審査を経て設置された国立大学では、満たして当然の項目です。
- しかし、わざわざ、「大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか」を問いかけることで、大学改革への明確な方向性を示しています。
- さらに、教員採用基準、昇格基準、教員評価などを促す観点が見られ、教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動を問うています。

基準4 学生の受入

- この基準では、**教育の目的に沿って**、アドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているかを問うています。**従来、入試は必ずしもアドミッションポリシーに沿った形で行われてきたとは言えませんから、厳しい課題です。**
- また、実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。アドミッション・ポリシーに沿って学生の受入が行われているかを検証するための取組があり、その結果を入学者選抜の改善に役立てているかを問うています。
- 最後に、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているかを問うています。大学院博士後期課程では、多くの大学で定員割れを起こしている状況から、厳しい問いかけとなっています。

基準5 教育内容及び方法

- この基準が認証評価の中心となるものです。
- 観点が28項目も設定されています。
- 根拠資料データを最も多く必要とするのがこの基準です。
- 学部・大学院に共通にシラバスの整備、コースツリーの明示、単位の実質化、成績評価基準の明示、卒業(修了)判定基準の明示などが問われています。
- 特に**大学院**については、中教審17.9答申に示されている方向性を先取りしたものとなっており、努力目標的な感がなきにしもあらず。

例1. 観点5-1-1

- **教育の目的や授与される学位に照らして**、授業科目が適切に配置(例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。)され、教育課程の体系的性が確保されているか。
 - この観点は、授業配置の内容が、教育目的に沿う形になっているかを問うています。

例2. 観点5-1-4

- 学生の多様なニーズ，学術の発展動向，社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば，他学部の授業科目の履修，他大学との単位互換，インターンシップによる単位認定，補充教育の実施，編入学への配慮，修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。
 - （ ）内は例示に過ぎないと機構は研修で述べているが、このように具体的に示されると、気にしないわけに行かない。

基準6 教育の成果

- この基準には、5項目の観点が設定されています。
- 大学の目的に沿った形で、「学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針」が明らかにされており、その達成状況を検証・評価する取組があるか、問いかけています。さらに、「単位取得、進級、卒業（修了）の状況」、「資格取得の状況等」、あるいは「卒業（学位）論文等の内容・水準」、「学生の授業評価結果等」、「就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等」、「卒業（修了）生や、就職先等の意見聴取」から、在学時に身に付けた学力や資質・能力等を判断するよう求めています。
- このように、**成果をどのようにして評価するのか、そのための根拠資料データをどのようにして集めるかが、最大のポイント**です。

基準7 学生支援等

- この基準には11項目の観点が設定されています。
- ここでは、学生に対するさまざまなケアについて問うています。ガイダンス、学習相談・助言、学生ニーズの把握、特別な支援を必要とする学生への学習面・生活面・経済面でのケア、自主学習環境の整備、課外活動支援、各種相談窓口の整備等々について、問うています。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- この基準では、8項目の観点を設定しています。
- 活動の実態を示すデータや資料の収集・蓄積、学生の意見の聴取、学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等）の意見聴取等の結果を教育改善に結びつける組織・体制の整備がなされていて機能しているか、適切なFDが行われているかを問いかけています。
 - この項目こそ、機構が大学に求めているPDCAサイクルによる教育改善ではないでしょうか。

基準8 施設・設備

基準10 財務

基準11 管理運営

- 法人評価とも重なるところが多く、実績報告書に記載している内容が使えます。
- 旧帝大と新制大学では、もともとの基盤に大きな違いがあり、「改善すべき」ことがらはいっぱいあるのですが、大学自身の努力のみでは如何ともしがたいものを含んでいます。
- 各法人が置かれた状況の中で、精一杯の努力をしているかどうか問われているのではないのでしょうか。

膨大な根拠資料

- すべての観点は根拠資料に基づいて記述することが要求されています。
- 本学の場合、評価書にはめ込んだ資料を含め全部で380もの資料が引用されています。
- 評価担当者が参照しやすいように整理する必要があります。

根拠資料収集が定常的に行えるシステムが必要

- 大学にはさまざまな部局や委員会があり、それぞれが独自に活動していて、それぞれきちんとした調査・分析を行って報告書を作っているため、いずれもが根拠資料として使うことができる。
- しかし、どこにどんな資料があり、誰が保管しているか、調べ上げるだけでも大変である。
- 本来、認証評価の以前から常に行っておくべきであったのである。しかし、一般に国立大学は、これまでこんなに厳密なPDCA(plan-do-check-act)のサイクルをやって来なかったから、準備に大変な人手と時間を費やさねばならない。
- 認証評価に加え、中期計画の進捗状況についての法人評価も別に受けなければならない。年度ごとに実績報告書づくりが行われるが、これにも根拠資料が必要である。教職員は、通常の業務に加え、評価のための資料集め、分析評価作業、報告書作成作業をこなさなければならない。

膨大な根拠資料

例1: 観点4-2-4 「アドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れを検証するための取組」

		入試チーム	各学部
資料4-2-4-1	「入学者選抜方法研究小委員会調査研究報告書No.13」(目次のみ添付) (平成15年3月、No.14、平成17年3月)	→	→
資料4-2-4-2	「一般選抜学生募集要項」(p7、平成18年度)、 「特別選抜学生募集要項」(p1、平成18年度)	→	→
資料4-2-4-3	大教センター報告書「平成18年度入学生学力問題、AO入試を含む入学者 受入れ体制について」(平成17年10月)	→	→
資料4-2-4-4	第16-3回工学教育部入学者選抜方法研究小委員会議事要旨(平成17年1月24日) 第16-3回農学教育部・農学部入試制度等研究委員会議事録(平成16年6月16日)	→	→
資料4-2-4-5	報告書「入学事前学習支援プログラム試行実施結果報告書」 (表紙および、一部抜粋、2005年5月)	→	→
資料4-2-4-6	国立大学入学者選抜研究連絡協議会第26回大会プログラム(2005年6月)	→	→
資料4-2-4-7	大学教育センターアドミッション部門会議議事概要及び関係資料 (平成17年6月13日開催)	→	→

大学教育センター

膨大な根拠資料

例2: 観点5-1-5「単位の実質化」

計画評価チーム

学務チーム

- | | |
|-----------|---|
| 資料5-1-5-1 | <p>評価結果の概要
 (「評価報告書集—分野別教育評価・分野別研究評価—」、p518
 平成16年3月、大学評価・学位授与機構)</p> |
| 資料5-1-5-2 | <p>GPA制度及びCAP制度について
 (「農学部履修案内」、p12—13、2006)、
 「工学部履修案内」、p10—11、2006)</p> |
| 資料5-1-5-3 | <p>コースツリーの事例
 (「農学部履修案内」、p50—51、2006)、
 「工学部履修案内」、p57—58、2006)</p> |
| 資料5-1-5-4 | <p>2004年度前期 教員・学生アンケート結果報告書
 (p4、6、平成16年10月)</p> |
| 資料5-1-5-5 | <p>2005年前期成績評価・期末試験実施報告の分析
 (p1、p19—20、平成18年1月)</p> |

大教センター

膨大な根拠資料

例3: 観点5-2-2「シラバスの活用」

学生支援チーム

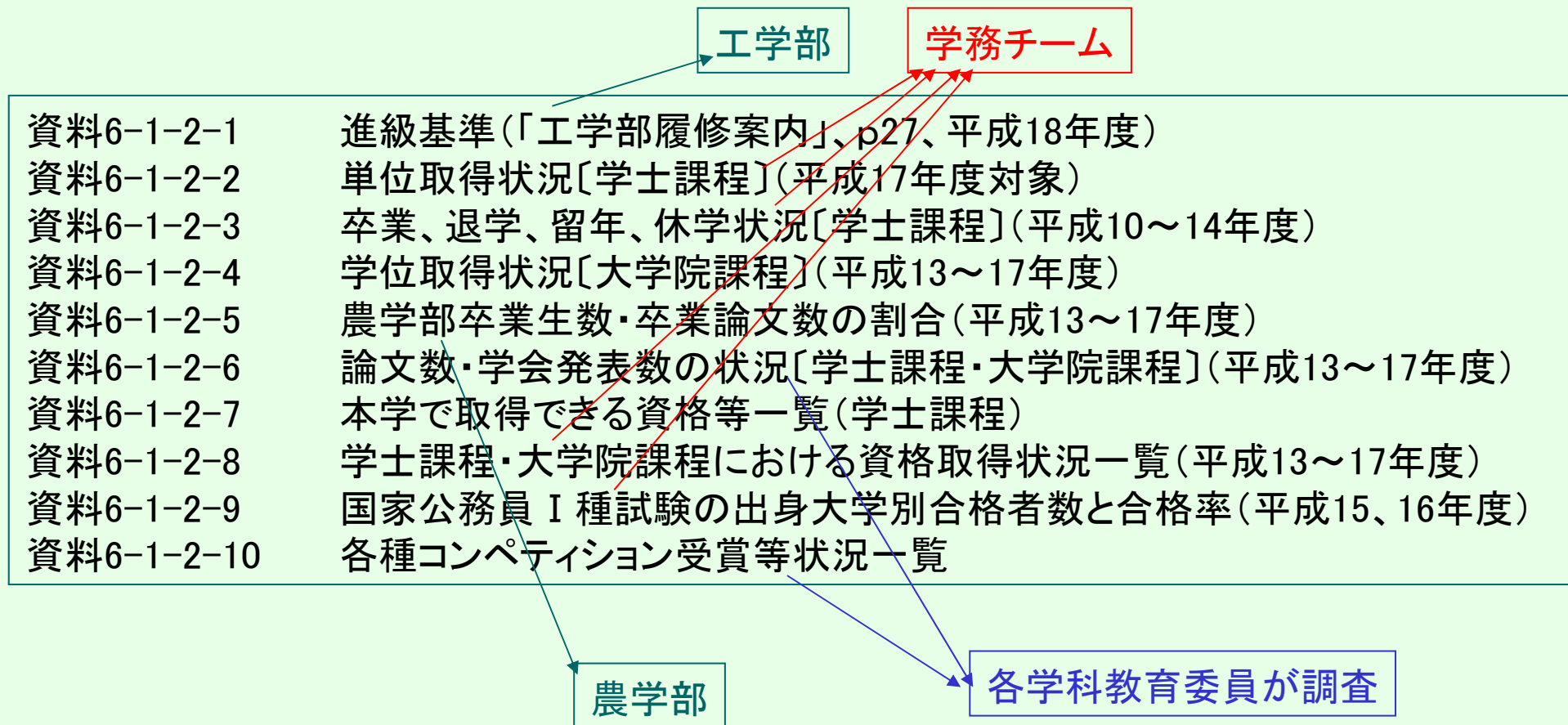
- 資料5-2-2-1 シラバスデータベースシステム
「農学部履修案内」、p18-20、2006) 及び
「シラバスデータベースシステムの管理運営に関する申し合わせ」
- 資料5-2-2-2 シラバスの活用〔学士課程〕
「平成15年度学生生活実態調査」 p 27、2004、
「平成17年度学生生活実態調査」、 p 34、2006
- 資料5-2-2-3 シラバス・キャンペーン用ポスター、
2005年度農学部教養科目シラバス(表紙・シラバス案内)[抜粋]
2005年度版シラバス作成ガイドライン
(大学教育センター教育評価・FD部門)

農学部

大教センター

膨大な根拠資料

例4: 観点6-1-2「教育の成果」



法人評価と認証評価

- 国立大学法人評価と認証評価は法的根拠が異なります。
- 法人評価は、教育研究活動の中期目標等に対する業績評価の性格を持っています。
- 認証評価は、認証評価機関が独自に定める評価基準に従って教育活動等の状況进行评估します。
- 両評価とも、評価を通じて大学の個性を伸ばしたり、教育研究の質の充実に資する点はおなじで、大学の社会に対する説明責任を果たすものです。

法人評価と認証評価 —農工大のスタンス—

- 国立大学法人は、中期目標のもとに中期計画を立て、業務を遂行している。第1期の6年は平成16年度から平成21年度までである。
- 毎年度、実績報告書を文部科学省に提出し評価を受けるが、進捗状況がチェックされるのは管理運営に関してのみである。
- 第2期の中期目標・中期計画およびそれを実行するための運営費交付金は、第1期の実績が評価された上で決められる。実際には、最終年度に法人評価をしても評価結果を第2期に反映する時間的余裕がないことから、平成20年度に行う中間の法人評価にもとづいて運営費交付金の査定が行われるものと考えられる。
- 当然この中間評価には教育研究の評価も含まれ、そこでは膨大な根拠資料が必要となる。法人評価より認証評価を先に受けるならば、認証に用いた根拠資料の大部分はそのまま使える筈である。

試行的評価の経験

- 東京農工大学は、平成15年度に農学の分野別評価を受け、自己評価書を作成し、訪問調査を受けた経験をもつ。
- どの国立大学もそうであるが、テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」「研究活動面における社会との連携及び協力」「教養教育」「教育サービス面における社会貢献」を受審した。
- その自己評価書作成の過程で教養教育に関して教育評価の経験があった。



試行的評価結果

- A: 目的及び目標で意図した実績や効果が十分に挙げられている
- B: 目的及び目標の達成に十分貢献している
- C: 目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある
- D: 実績や効果がかかり挙げられているが、改善の必要がある

テーマ						
分野別評価「農学」	実施体制 B	教育内容面での取組 B	教育方法及び成績評価面での取組 B			
国際的な連携及び交流活動	実施体制 C	活動の内容及び方法 B	活動の実績及び効果 A			
研究活動面における社会との連携及び協力	研究活動面における社会との連携及び協力の取組 A	取組の実績と効果 A	改善のための取組 A			
教養教育	実施体制 B	教育課程編成 B	教育方法 C	教育効果 D		
教育サービス面における社会貢献	リフレッシュ教育 C	リカレント教育 B	生涯学習教育 B	青少年理科教育 C	施設の開放公開 B	科学技術知識の啓発・普及 B

厳しかった教養教育の評価

- 機構による教養教育の試行的評価では、「実施体制」、「教育課程の編成」はB評価、「教育の方法」はC評価、「教育の効果」はD評価となった。
- 特に教育の効果について、「個々の学生の成績については、科目により成績の偏りが見られる」、「学生による授業評価結果としては、理解度や学生の達成感に関しては把握されていない」とされた。「専門教育実施担当教員から見た教養教育の成果」については、「根拠資料・データの提示がなく分析不能」、「卒業後の状況からの判断としては、対象時期における調査等は行われておらず、分析できなかった」とされた。
- マスコミに「教育の効果」のみが掲載されたため、「本学の教養教育は問題あり」という評判が世間に示されるという結果になり、作業に関わったWG委員、職員には疲労感が残る結果となった。

試行的評価の受け止め方

- 私たちは、機構の評価結果について、「平成12年度改革の趣旨と教養教育実施体制は概ね評価されたが、きちんと実施し結果を出すことが問われているのだ」と受け止め、**教育改革検討委員会**（委員長：佐藤勝昭）を発足して、平成12年度改革の徹底を図るとともに、平成18年度に向けて課題を解決するという視点でカリキュラムの改革に取り組んだ。
- 試行的評価では、作業に関わった教員の負担の問題も浮き彫りになった。資料の不足、時間の不足の中で、WG各委員の負担は大きく、厳しい作業を強いられした。**自己評価の作業は、教育・研究の片手間にやれるような作業ではない**ことが明らかであった。自己点検評価作業をPDCAサイクルの一環として継続的に続けるためには、**専任の教職員が中心となり専門的に取り組むこと**により教員の負担を減らすシステムを整える必要があるという共通理解を得た。

東京農工大学の経験

自己点検評価委員会の発足

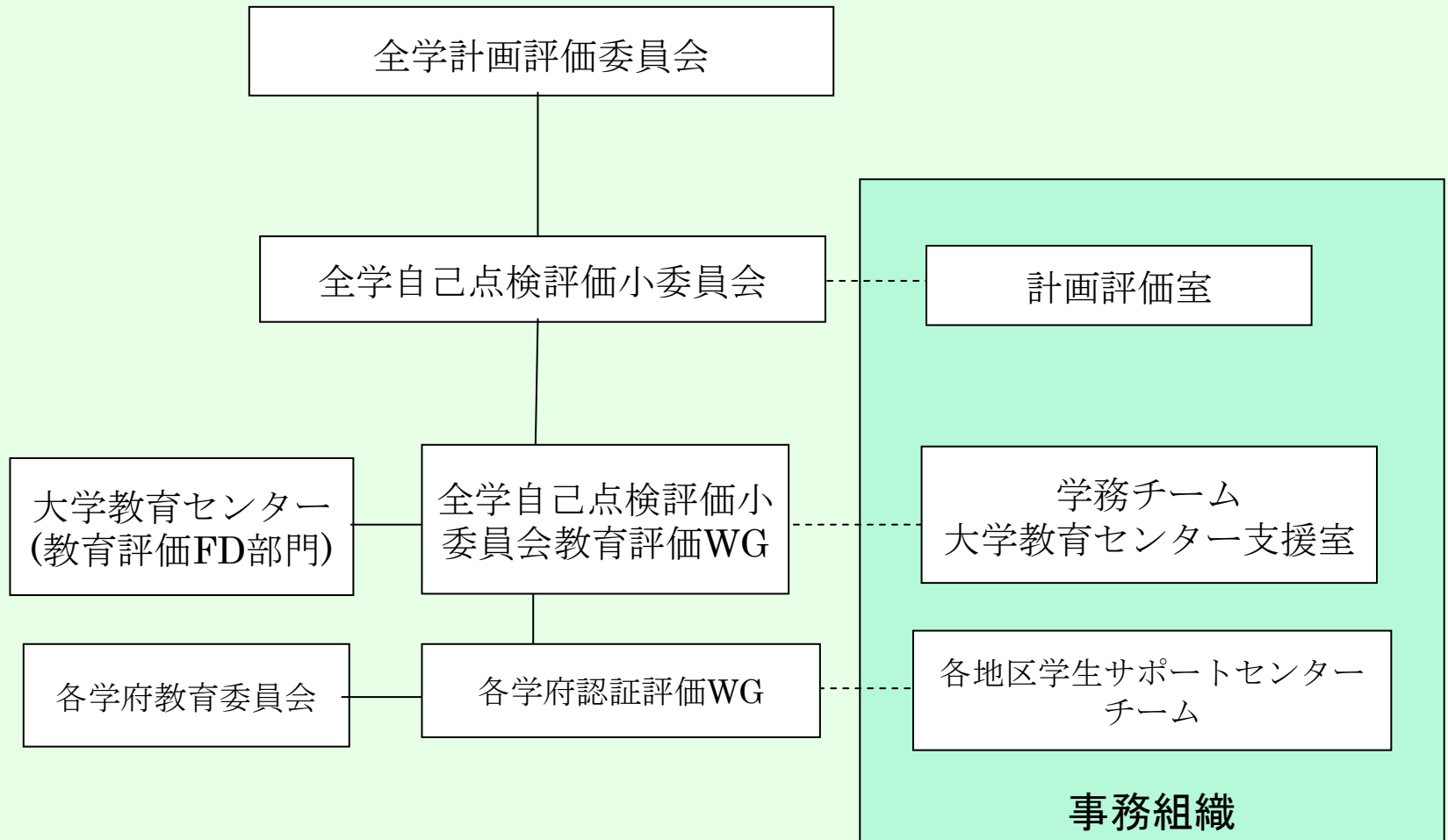
- 東京農工大学は平成18年度に大学機関別評価を受審することを平成16年度に決め、平成17年1月、全学計画評価委員会の下に「自己点検評価小委員会」を設置して作業を進めることになった。
- この委員会では、平成16年度版自己点検評価書を**機構の基準にそって作成**し、作業の過程で改善すべき事項をなるべく早く把握し、平成17年度中に改善した上で、平成18年度に機構の評価を受審することとなった。
- 当時、教育担当評議員であった佐藤が自己点検評価小委員会の委員長に指名された。

評価のための組織と体制

- 東京農工大学では法人化に際し、全学計画評価委員会を発足し、それを事務的にサポートするために、**総務チームから独立した形で**、計画評価専任のチームリーダーと事務職員2名からなる「**計画評価チーム**」を置いた。
- 「自己点検評価小委員会」の事務のうち認証評価の作業の全体的な工程管理はこの計画評価室の主導のもとに進め、教育に関する評価に関しては、その下に「教育評価WG」において大学教育委員会の協力のもとに作業を行った。さらに、教育評価WGの下に、部局のWGを置いて、教職員への資料提供依頼などきめ細かい作業を行った。



農工大における認証評価に対応するための組織



自己点検評価委員会のメンバー構成

- 委員長
- 大教センター長
- 農学府評価WG委員長
- 工学府評価WG委員長
- BASE評価WG委員長
- 共生科学技術院代表
- 研究部会代表
- 連合農学研究科代表
- 業務部会代表
- 大教センター専任教員
- キャンパス整備チーム代表
- 財務・会計チーム代表
- 計画評価チームリーダー
- 総括チームリーダー(学務)

評価のための資料を保管する体制

■ 教育関係

- 全学：学生系事務棟2F資料室
- 小金井：大学教育センター一分室
- 府中：農学部学生サポートセンター

■ その他業務関係

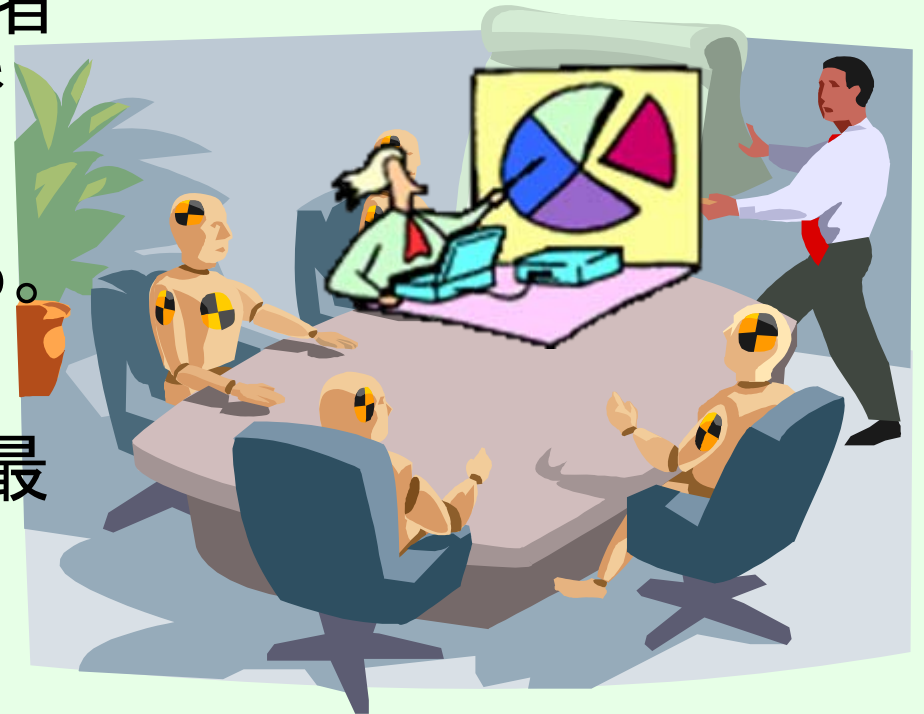
- 計画評価チーム
- 財務会計チーム

評価の工程管理

- 各基準について責任分担を明確化
- 各観点毎にどのような根拠資料が必要か分析
- 観点の記述に必要な根拠資料が無い場合、アンケートの企画、教員からのデータ収集等を実施
 - 試験成績評価調査、卒業生アンケート、就職先企業聴取など
 - 学生生活実態調査の1年前倒し実施
- 大学の目的、アドミッションポリシーの周知、大学院シラバスなど不完全な状態にあるものの改善を提案
- 評価申請、評価活動に必要な予算の確保

評価書作成作業の効率化

- 常にプロジェクターを使って評価文書を写しだし、会議参加者の意見を聞きながらその場で修正をコンピュータに入力し、全員で確認して作業を進める。
- これにより、作業がスピーディーになるとともに、誤りを最小限にすることができる。



16年度評価結果の公表

- 大学機関別認証評価に先だって平成17年度に行った「平成16年度東京農工大学自己点検・評価報告書」の暫定版(全130ページ)をWebにアップ
- 機構の字数制限(55000字)を大幅に超えていた。(本番では削減)
- 多くの改善すべき事項を指摘→18年度に向けて改善の努力

平成16年度
自己点検・評価報告書
(暫定版)

平成17年12月

東京農工大学

認証評価は教育改善につながったか

- 「認証を得る」ことだけについて見るなら、設置審を通過して設置された国立大学が認証されないというようなことは、本来あり得ないのである。
- しかし、機構が11の基準、104の観点にこめたメッセージを真摯に読み解くならば、そこには、大学審の「21世紀答申」に始まり中教審の「17.1答申」および「17.9答申」に込められたメッセージがにじみ出ていることに気づく。
- 各基準が大学の目的に照らしてきちんと満たされているかを検証する作業を通じて、大学の理念や目的の顕在化が図られ、どの点が「個性輝く」大学としての特徴なのかを自問することとなる。
- また、シラバスの記述の明確化、単位の実質化、大学院のコースワークの充実など、これまでともすれば後回しになっていたことを、この機会に改善するチャンスであった。
- また、PDCAサイクルを回すための、システムとしての計画評価チーム体制や、大学教育センターの評価部門の充実も図ることができた。大きな目を見た場合、教育改善に効果があったと見るべきであろう。

問題点を表にまとめ改善や対応を部局に要請

- 私たちは、平成16年度の自己評価書を作る過程で、多くの問題点に直面した。それらを表にまとめ、その速やかな改善や対応を部局に要請した。
- たとえば、学部のシラバスを活用するキャンペーンを行ったり、大学院のシラバスを充実するための努力を行ったりした。成績評価基準をシラバスで公表したり、成績確認の期間を設けたり、オフィスアワーあるいはそれに代わるものを検討したり、CAP制の徹底を図ったりした。
- 授業改善にも取り組み、学生による授業評価では平均評点の向上も得られた。このように多くの問題点が改善されたことを、本番の自己評価書に記述することができた。1年前から認証評価に取り組んだことによって多少とも教育改善につながったと思っている。

平成16年度自己点検評価報告書での指摘事項例 と改善点

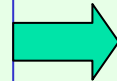
- 基準1:教職員及び学生が、目的を実際に把握しているかについては確認していない。
- 基準3:教員人事(選考)に関する基本方針は、全学的な教員組織編制の方針として見直す必要がある。また、教員評価については、定期的な評価を適切に実施するための体制を整備する必要がある。
- 基準4:アドミッションポリシーの有効性や周知の効果面については分析していない。また、学科ごとのポリシーがまだ明確になっておらず、ポリシーの文章表現等についても検討にする必要がある。最近の受験生の学力を考慮に入れて、試験科目及び配点についての検討が必要である。部局ごとのポリシーに沿った学生の受け入れの検証も今後の課題である。



- 基準1:Webのアクセスログ、学生生活実態調査などで周知状況を把握した
- 基準3:全学計画評価委員会のもとに「教員評価検討WG」を設置している。WGでは教育活動を含む教員の多面的な活動に対する定期的な評価について検討している。
- 基準4:中期目標に明示された基本方針に基づき、平成17年度から各部局レベルの基本方針を統一的に策定し、募集要項等で公表・周知している。その周知・広報のために、大学教育センターのアドミッション部門、広報・社会貢献委員会、入学試験委員会等が連携・協力して、取組を実施している。
- 平成17年度は、掲載しているWebページに3,031件(学内379、学外2,652件)のアクセスがあり、学外では前年度に対して約2倍のアクセスがあった(資料4-1-1-3)。

平成16年度自己点検評価報告書での指摘事項例 と改善点(基準5:〈学士課程〉)

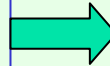
- 1) 単位の実質化のため予習・復習の喚起等の取組を行っているが、より一層の努力をする必要がある。
- 2) シラバスについては、活用に向けて積極的な取組を行う必要がある。



- 1) 授業評価アンケートの結果では、約70%の教員が予習復習をするよう指導しているが、予習復習を行っている学生は半数にとどまっていることがわかった。以上のことから、単位の実質化への配慮をしているが、一層の努力をする必要があると判断する。
- 2) シラバスの内容を授業開始時に説明するとともに、シラバスを読んで履修登録をするようにポスター等で喚起し、新入生に関しては、1年次の授業のみ冊子として配布するなどの取組を行っている。また、教員に「シラバス作成ガイドライン」を配布して、わかりやすいシラバスの作成を指示し更新を促した。

平成16年度自己点検評価報告書での指摘事項例と改善点(基準5:〈大学院課程〉)

- 1) 各教育部において、シラバスの充実を図る必要がある。
- 2) 研究進捗状況を定期的に確認するための仕組みを全学的な制度として検討する必要がある。
- 3) 各教育部とも、成績評価に大きな偏りが見られるので、厳正な成績評価に向け一層の努力をする必要がある。



- 1) シラバスの利用状況は、平成15年度学生生活実態調査報告書によれば、学士課程と同様に、積極的に活用している学生は16%にとどまっていた。しかし、利用の促進を促した結果、平成17年度学生生活実態調査報告書では、活用していると答えた学生は21%と微増した。
- 2) 各学府においては、研究計画、中間発表会等を行っている(資料5-6-1-2)。また、研究成果を在学中に専門分野の学会等で発表している。
- 3) 成績評価の分布については、大学教育センターで分析しているが、各学府とも高い評価に偏る傾向がある

終わりに

- 先にも述べたように、アンケート等の実施、根拠資料の収集・分析、評価書の記述・・・、大変な作業量である。評価に関わった教職員だけでなく、さまざまな資料を提出いただいた部局の教職員の多大の貢献があった。教職員が「評価疲れ」するのではないかと心配である。今後、資料を可能な限りシンプルにすること、法人評価にあたって、この資料が使えるようにしていただくことなど機構にお願いすることは多い。
- しかし、確かに大変な作業ではあるが、国立大学法人が多額の運営費交付金を文科省から受けて大学を運営している以上、ピアレビューによって自らの力で大学を評価し、自らの力で改善していくのは当然で、そうでなければ、納税者は納得しないであろうと思う。認証評価を大学改革につなげていく努力こそが求められる。